

(様式 1)

鹿教設 第 27 号

令和 4 年 1 月 25 日

文部科学大臣 殿

設置者名

鹿嶋市長 錦織孝一

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 12 条第 4 項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

鹿嶋市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和 3 年度～令和 3 年度（1 年間）

（担当）

鹿嶋市教育委員会教育施設課

電 話:0299-82-2911

E-mail:kyouikushisetsu@city.ibaraki-kashima.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

昭和49, 52, 58年にそれぞれ建設され、老朽化が進む高松中学校（事業完了後は、高松小・中一貫校となる）の校舎及び屋内運動場において、大規模改造事業を実施し施設の老朽化対策を図る。

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

地震発生時に児童・生徒の安全・安心を確保するため、高松中学校（事業完了後は、高松小・中一貫校となる）の建具やバスケットゴール等の非構造部材の耐震化工事を実施する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

高松中学校（事業完了後は、高松小・中一貫校となる）の照明器具のLED化、空調設備の設置を行うなど、教育環境の質的向上を図る。また、外壁等のアスベスト除去を行い法令等に適合させる。

また併せて平井中学校の特別教室に空調設備を設置し、教育環境の質的向上を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		12 校
中学校		5 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		4 園
幼保連携型認定こども園		1 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		14 戸
学校給食施設	単独校調理場	1 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	5 箇所
	学校武道場	5 箇所
	社会体育施設	4 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有り	3/17/2017
国土強靭化地域計画 ^{※2}	有り	令和3年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了後、目標の達成度合いを検証し、評価結果を公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)